

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成
金融庁
二十年財務省告示第二号）
経済産業省

改正後	現行
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三十 （略） 三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。 イ～チ （略） リ <u>信用保証協会等</u>（<u>信用保証協会</u>（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する<u>信用保証協会</u>をいう。））、<u>農業信用基金協会</u>（<u>農業信用保証保険法</u>（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する<u>農業信用基金協会</u>をいう。）及び<u>漁業信用基金協会</u>（<u>中小漁業融資保証法</u>（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する<u>漁業信用基金協会</u>をいう。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー 三十二～三十四 （略） 三十五 その他リテール向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リ	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～三十 （略） 三十一 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。 イ～チ （略） リ <u>信用保証協会</u>（<u>信用保証協会法</u>（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する<u>信用保証協会</u>をいう。以下同じ。））、<u>農業信用基金協会</u>（<u>農業信用保証保険法</u>（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する<u>農業信用基金協会</u>をいう。以下同じ。）及び<u>漁業信用基金協会</u>（<u>中小漁業融資保証法</u>（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する<u>漁業信用基金協会</u>をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー 三十二～三十四 （略） 三十五 その他リテール向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リ

ボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであるとして、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。 イ (略) ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が<u>信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの</u>（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。） 三十六～七十五 (略)	ボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであるとして、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。 イ (略) ロ イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が<u>一億円未満のもの（一の債務者に対するエクスポージャーの合計額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）</u> 三十六～七十五 (略)
(基本的項目) 第十七条 (略) 2 (略) 3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、<u>発行時</u>の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。 4～7 (略) (中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例) 第四十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げる要件のすべてを満たすもののリスク・ウェイトを、	(基本的項目) 第十七条 (略) 2 (略) 3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、<u>その時点</u>の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。 4～7 (略) (中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例) 第四十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げる要件のすべてを満たすもののリスク・ウェイトを、

七十五パーセントとすることができる。 一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から<u>信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。</u> 二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から<u>信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十八条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。</u> 2・3 （略） （信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、<u>信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</u> 2 （略）	七十五パーセントとすることができる。 一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第六節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額が<u>一億円以下であること。</u> 二 一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第四十八条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。 2・3 （略） （信用保証協会等により保証されたエクスポージャー） 第五十一条 第三十三条から前条までの規定にかかわらず、<u>信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーのリスク・ウエイトは、十パーセントとする。</u> 2 （略）
---	---